

第7回農業委員会総会議事録

平成30年7月6日（金）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第24号から第26号)
日程第4 議事(議案第23号から第24号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (24人)

1番	稲垣 潔	2番	横山 實
3番	松山 宗則	4番	永森 薫
5番	有沢 敏博	6番	城石 美枝子
7番	砂原 仁志	8番	前田 進
10番	舟木 康眞	11番	帯刀 眞理子
12番	土合 正夫	13番	山本 克伸
14番	森 敏朗	15番	進藤 久司
16番	宮下 勉	17番	村上 利之
18番	山谷 孝芳	19番	佐伯 瑞穂
20番	樋上 豊	21番	明石 茂
22番	堀 正	23番	水上 幸雄
24番	齊藤 高志	25番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (1人)

9番 石庭 文男

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告第 25 号 農地等第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について
報告第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局
事務局長 竹内 美樹 局長補佐 堀 修二
主 査 青木 克憲

射水市農林水産課
主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 7 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「17 番 村上委員」「18 番 山谷委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

— （報告第24号の説明） —

議長（舟木会長）

報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

宮下委員

相続の権利を取得した日とは何の日なのか。

事務局（堀）

登記原因日（死亡日）を記入することになっている。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第25号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第25号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理に

ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第26号の説明) —

議長(舟木会長)

次に報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第23号説明・表決) —

議長 (舟木会長)

それでは、まず議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の5ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第23号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

全員挙手です。
よって、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第24号説明・表決) —

議長 (舟木会長)

次に、議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第24号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第24号を議案書をもとに朗読】

1番は農機具格納庫、2番は店舗併用住宅、3番は自己用住宅としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については砂原委員より説明をお願いします。

大垣委員

議案第24号の1番について説明します。

申請人は●●市内の農事組合法人です。

現在、コンバイン2台、トラクター3台、田植え機2台、管理機1台を所有し既存の農機具格納庫に保管しております。

法人化で園芸作物の耕作も行うこととなり、大型機械の導入の結果、既存の格納庫では手狭になり、営農組合で検討したところ、今回の申請地で地権者の同意も得られたため転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

議長(舟木会長)

2番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第24号の2番について説明します。

申請人は妻と子供で●●市内に在住しています。

現在の居住している住宅は子供の成長により手狭な状態となっております。

また●●として妻が独立することとなり、店舗を建設しなければならぬため、候補地を検討したところ、父所有の農地に建築することで承諾が得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3番については私より説明します。

横山委員

議案第24号の3番について説明します。

申請人は●●市内で両親と同居しています。

この度、結婚を予定しており、一戸建て住宅を建築することとしました。

近くに住む叔父の農業経営の手伝いも考え、候補地を検討したところ本家横の叔父所有の農地に建築することです承が得られたため今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第24号について説明します。

1番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は農機具格納庫の建設であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、公共施設整備済区域にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

転用目的は店舗併用住宅であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、公共施設整備済区域にある農地であることから、これを3種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第24号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第24号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第7回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時50分

その他報告事項

- ① 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画
- ② 富山県農業施策に関する政策提案活動について
*提出をお願いします。
- ③ とやま農業経営サポートセンターを開設しました。
- ④ のぼり旗の配布
- ⑤ 次回開催場所と時刻について
・総会開催日 8月6日（月）午後2時から
射水市役所大島分庁舎大会議室

議 長 舟木 康眞

署名委員 村上 俊之

署名委員 山谷 孝芳

第七回農業委員会總會議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十年七月九日
至 平成三十年七月三十日